

## 第3章 施策の展開



# 1. 基本目標 子育て家庭の支援

## 施策の基本的方向 (1) 地域での子育て家庭の支援

### 〔現況と課題〕

近年、近隣や地域における人と人とのふれあいが希薄化し、近所同士で子育てを助け合うということが少なくなり、育児の孤立化が現れています。

また、核家族化、育児分担の母親への集中や、父親の子育て参加が十分に進んでいないなど、家庭での子育てにも、様々な問題が提起されています。そこで、子育てを社会全体の課題として捉え、家庭、地域、企業、行政などが子育ての役割を分担していくことが求められています。

一方、就労女性の増加により保育ニーズは高まり、また、働く人の勤務形態や勤務時間帯の多様化に伴い、子育て家庭の実情に応じた多様な保育形態が求められています。子育てからの一時的な解放を求めている親も少なくありません。

このような個別化する保育ニーズに対応するためには、公的保育施設や民間保育施設との緊密な連携のもとに、お互いに補完し合いながら、保育サービスを充実していくことが重要な課題と言えます。

### 施策の内容

#### 【 地域の子育て支援サービスの充実】

通常の保育に加え、低年齢児保育や延長保育、一時保育、病後児保育などの保育事業を充実していきます。

#### 主な事業

事業名	事業内容	所管課
児童クラブ運営事業	働く女性が増えたり、核家族が増える中で、共働きやひとり親世帯の児童の(保育の)場の提供。児童の孤立化を防止し、その健全育成をはかる。	生涯学習課
子どもセンター事業	子ども情報誌「すきっぷ」の発行により子どもの体験活動を推進する。	生涯学習課
認可保育所による通常保育事業	保護者の就労等により、保育に欠ける児童の保育を実施する。	福祉課
延長保育事業	保護者の就労形態の多様化に対応し、延長保育を実施する。	福祉課
低年齢児保育事業	3歳未満児保育を充実。	福祉課
幼稚園における預かり保育事業	早朝、延長、長期休暇中に、預かり保育を実施する。	教育総務課
休日保育事業	保護者が休日での就労等により、児童を家庭で監護できない場合に対応し、休日保育を実施する。	福祉課

事業名	事業内容	所管課
認定保育施設事業	認可保育園では対応できない保育ニーズを解消するため、0歳児保育や13時間開所など柔軟な保育を行う。	福祉課
子ども家庭支援事業	ケースマネジメント手法による子どもと家庭の支援に関する総合相談、在宅サービスの提供などの事業を実施する。	福祉課 健康課
子育て支援センター事業	子育て相談、子育て啓発活動、子育てサークルの育成、支援などの事業を行う。	福祉課
ファミリーサポートセンター事業	仕事と育児の両立等のため、緊急時等の相互援助を会員組織により実施する。	福祉課
民生委員児童委員活動	民生(児童)委員の諸活動の円滑化を図るため、その経費を支出する。	福祉課
(仮称)総合福祉会館建設事業	(仮称)総合福祉会館建設に向けて検討する。	福祉課

#### 【 子育て情報提供体制の充実】

子育て情報の提供体制を充実するとともに、親同士の交流ができる場を提供し、子育て仲間の輪を広げます。

##### 主な事業

事業名	事業内容	所管課
子育て支援センター事業(再掲)	子育て相談、子育て啓発活動、子育てサークルの育成、支援などの事業を行う。	福祉課
幼稚園における相談情報提供等事業	子育てに関する問題について、保護者からの相談に応じ、随時必要な情報の提供及び助言を行う。	教育総務課

#### 【 相談機能の充実】

相談事業などにより個別対応を充実するとともに、親同士が互いに悩みを打ち明け、交流できる場を積極的に提供するなど、親の不安や負担の軽減を図ります。

##### 主な事業

事業名	事業内容	所管課
子育て支援センター事業(再掲)	子育て相談、子育て啓発活動、子育てサークルの育成、支援などの事業を行う。	福祉課
乳幼児育成指導事業	育児困難を抱える養育者の育児不安やストレスに対し、自ら問題解決に取り組めるよう支援し、また、母子の孤立化を防ぎ母親同士支え合うことが出来るように、虐待などの不適応を未然に防ぐこと。児童の心身の健全な育成発達の助長を目的とする。 対象：0歳～就学前。	健康課

## 【 子育て支援のネットワークづくり】

地域で子育てを支援する人材、団体を育成し、地域子育て支援サポートシステムの基礎を築いていきます。

## 主な事業

事業名	事業内容	所管課
子ども家庭支援事業 (再掲)	ケースマネジメント手法による子どもと家庭の支援に関する総合相談、在宅サービスの提供などの事業を実施する。	福祉課 健康課
子育て支援センター事業 (再掲)	子育て相談、子育て啓発活動、子育てサークルの育成、支援などの事業を行う。	福祉課

## 【 児童の健全育成】

生活や教育の場を通して、子どもたちが社会の中でたくましく生きていくために必要な知識や能力を身に付ける機会を充実していきます。

## 主な事業

事業名	事業内容	所管課
平和推進事業	戦後半世紀が経過し、戦争を知らない戦後世代が増え、身近な人から戦争体験を伝え聞く機会も減少していることから、次代を担う子どもたちを被爆地に派遣し、平和の尊さ、戦争の悲惨さを学んでもらう。	企画課
寒川総合体育館運営管理事業	高齢者の方を含め多くの町民に体育館施設を利用してもらい、健康の増進と体力の向上を図ってもらう。	都市計画課
青少年指導員活動事業	学校及び PTA その他関係機関と密接な連携のもとに青少年の健全育成を行う。	生涯学習課
青少年相談事業	青少年もしくは、親の悩み相談に対応する。月～金、学習センター内に相談室を設け、相談員2名の配置。	生涯学習課
町営プール運営管理事業	町民に夏季のスポーツ・レジャー施設を提供し、町民の心身の健康維持を図る。	スポーツ振興課
学校開放事業	学校体育施設を町民に開放することにより、多くの町民にスポーツができる環境として、より身近な活動場所を提供し、スポーツの推進を図る。	スポーツ振興課
公民館講座開催事業	教養の向上並びに仲間づくりを図るため、青少年育成講座、家庭教育講座、芸術・文化、視聴覚教育講座等を実施する。	公民館

## 施策の基本的方向 (2) 仕事と子育ての両立

### 〔現況と課題〕

女性の社会参加が進む一方、就労面においては、出産のため一時仕事をやめ、子育てが終わってから再び就労するという女性も多くなっていますが、採用年齢の限界に加え、変動の激しい社会の中で、新たに就職することが困難になっています。

また、家事や育児に対する男性の関心が高まりつつありますが、依然として、家事や育児の役割の多くを女性が担っているケースが多く、男女が共に仕事と子育てを両立させていくには、協力して子育てに取り組んでいくことが重要です。そのためには、男性が育児に対する理解を深め、子育てへの参加を進めていくことが課題と言えます。

さらに、保育サービスの面では、通常の保育に加え、低年齢児保育や一時保育の充実とともに、就労形態の多様化に伴い、延長保育や夜間保育などの充実も求められています。

従来の子育てサービスに加えて、子育て中の男女の多様な働き方や父親の子育て参加など、事業所の理解と協力を求めていくとともに、男性の家事参加の促進を図っていくことが必要となっています。

### 施策の内容

#### 【仕事と子育ての両立の推進】

子育て中の男女の多様な働き方や父親の子育て参加の促進など、事業所の理解と協力を求めていくとともに、男女共同の家庭づくりの重要性を啓発し、男性の家事参加の促進を図ります。

#### 主な事業

事業名	事業内容	所管課
さむかわ男女共同参画プラン	性別によって役割を押しつけられることなく、個別の人権が尊重され、多様な生き方を追求でき、社会のあらゆる分野に主体的に参画できる男女共同参画社会の形成をめざす。	企画課

#### 【男性を含めた働き方の見直し】

周囲に気兼ねなく育児休業制度を利用できるような職場環境づくりを進めるとともに、労働時間短縮やフレックスタイム制導入など勤務形態の見直しを促進します。

#### 主な事業

事業名	事業内容	所管課
さむかわ男女共同参画プラン(再掲)	性別によって役割を押しつけられることなく、個別の人権が尊重され、多様な生き方を追求でき、社会のあらゆる分野に主体的に参画できる男女共同参画社会の形成をめざす。	企画課

## 【 父親の子育て参加の促進】

男女共同参画意識に基づく社会全体の子育てに対する理解や男性の子育て参加への意識高揚を図ります。

## 主な事業

事業名	事業内容	所管課
さむかわ男女共同参画プラン(再掲)	性別によって役割を押しつけられることなく、個別の人権が尊重され、多様な生き方を追求でき、社会のあらゆる分野に主体的に参画できる男女共同参画社会の形成をめざす。	企画課

## 【 就職・再就職への支援の充実】

就職情報の提供や相談により、就労に対する支援を図ります。

## 主な事業

事業名	事業内容	所管課
ハローワーク求人情報の提供	ハローワークで発行している「ハローワーク求人情報」を庁舎の2箇所に設置することにより、就業を希望する町民に対し、就業機会の確保を図る。	産業振興課

## 施策の基本的方向 (3) 子育て家庭への経済的支援の充実

### 〔現況と課題〕

近年、親が望む子どもの数より、実際の子どもの数が少ないという調査報告もありますが、その大きな要因としてあげられるのが経済的負担の大きさです。子どもが生まれてから社会人になるまでにかかる、教育費などの子育て費用が、親にとって大きな負担となっている現実がうかがえます。

さらに、少子化の進展が続けば、社会から活力が失われるなど、社会にとって深刻な影響が予想されます。経済的支援の充実は、子どもを持ちたいという親の願いをかなえるための最も重要な課題と言えます。

### 施策の内容

#### 【 各種支援制度の充実】

医療費の助成、養育費・教育費の負担軽減など、子育て家庭を経済的に支援していきます。

#### 主な事業

事業名	事業内容	所管課
私立幼稚園就園奨励費助成事業	私立幼稚園等に通園する幼児の保護者に対して幼稚園等の就園費の一部を補助することにより、保護者の経済的負担を軽減する。補助する金額は、その世帯の課税状況により差異がある。	教育総務課
奨学金貸与制度	寒川町立中学校を優秀な成績で卒業し、かつ、経済的理由で高等学校又は高等専門学校への就学が困難な生徒に対し、奨学金を貸与する。	教育総務課
就学援助等事業	経済的な理由により就学困難な学齢児童及び生徒の保護者に対し、就学援助を行う。	学校教育課
就学奨励費支給事務	経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童・生徒の保護者に対して、学用品費、給食費等の補助を行う。	学校教育課
児童手当	家庭における生活の安定と次代をになう児童の健全育成及び資質の向上を図るため、小学校3年生までの児童を養育している方に手当を支給する。	福祉課
乳幼児医療費助成事業	義務教育就学前の乳幼児の医療費の保険給付にかかる一部負担金(自己負担金)。小1～中3までは、入院のみ。	福祉課
出産育児一時金の支給	国民健康保険の被保険者が出産した場合(他の医療保険制度により、同様の給付を受けられる場合を除く)一時金を支給する。	保険年金課



## 2 . 基本目標 母子の健康の確保と増進

### 施策の基本的方向 (1) 母と子の健康づくり

#### 〔現況と課題〕

女性には、子どもを生み育てるという母性機能があるため、ライフステージの各段階に応じた健康づくりが必要です。

特に、妊娠・出産期は、妊娠、出産に伴う身体的な変化に加え、育児に対して何らかの不安を抱えていることが多く、正確な情報提供や適切な助言を行うことによる、身体的・精神的な支援が課題です。

さらに、乳幼児の病気の予防や早期発見に努め、早期の治療を促すことにより、子どもの健やかな成長を図ることも重要な課題と言えます。

また、乳幼児健診や相談等は、多くの乳幼児の健康状態を把握する貴重な場であることから、虐待の予防や早期発見にも重要となっています。

#### 施策の内容

##### 【 子どもや母親の健康の確保 】

健康診査や妊娠・出産・育児に関する相談・指導を充実し、妊婦・乳幼児の健康保持・増進を図ります。

##### 主な事業

事業名	事業内容	所管課
母子健康手帳作成事業	妊婦と面接をして母子手帳を交付する。町の子育てサービス等の案内を行う。希望により相談に応じる。	健康課
母子健康教育事業	妊娠子育てについて必要な情報を得ることで不安・悩みの解消を図り、子育てを支援する。閉じこもりを防ぐ。	健康課
母子健康相談事業	子育てに関する不安・悩みの解消を図り、子育て支援をする。	健康課
母子健康診査事業	成長発達、日常の育児の仕方の確認や相談に応じることで育児を支援する。また、以上の早期発見を図る。	健康課
母子訪問指導事業	健康・育児等の指導を通じて、子育て環境の孤立化を予防し、妊婦から育児期の不安の解消、健康づくりを支援する。	健康課

### 【 食育の推進】

乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進め、望ましい食習慣の定着を図るとともに、地元の農産物に対する知識を身に付け食を通じて豊かな家庭や地域が築けるように取り組んでいきます。

#### 主な事業

事業名	事業内容	所管課
地産地消対策事業	地場産の野菜を学校給食で利用することで食育を推進する。	産業振興課
離乳食教室	6か月までの乳児を対象とし、試食を通して離乳食の進め方を学ぶ教室を実施する。	健康課
学校給食の充実	学校給食施設・設備の計画的な改善、衛生、栄養管理を進めるなど学校給食の充実に努める。	教育総務課

### 【 思春期保健対策の充実】

生命の尊さや健全な社会生活を送るためのルールについて学ぶ機会を充実するとともに、思春期の心身の問題や悩みの解消を図ります。

#### 主な事業

事業名	事業内容	所管課
思春期の保健対策の強化	正しい性に関する知識を得ることができるよう努める。	学校教育課 健康課

### 【 不妊に対する支援】

県で実施する不妊治療費補助事業を支援します。

#### 主な事業

事業名	事業内容	所管課
特定不妊治療費補助事業	不妊治療に対する一部補助を行い、対象者の福祉向上に寄与する。(県)	健康課

## 施策の基本的方向 (2) 保健医療の充実

### 〔現況と課題〕

少子化が進行する社会では生まれた子どもたちが健やかに育つように支援することは小児医療の主要な課題となっています。

小児医療では、かかりつけ小児科医で疾患の診断や治療だけにとどまらず、子どもの発育、発達を評価し、育児に関する相談を行うとともに、予防接種による感染症の予防など幅広い対応が求められています。

地域のかかりつけ小児科医を持つよう奨励するとともに、休日・夜間の救急医療体制の充実に努めます。

### 施策の内容

#### 【 小児医療の充実】

子どもたちが十分な医療を受けることができるよう、小児医療事業を充実します。

#### 主な事業

事業名	事業内容	所管課
休日急患診療事業	休日・祝日及び年末年始における急病患者的の診療を実施する。	健康課
夜急患診療事業	休日及び祝日の準夜における急病患者的の診療を実施する。	健康課
休日歯科急患診療事業	休日及び年末年始における急病患者的の診療を実施する。	健康課

### 3 . 基本目標 教育環境の整備

#### 施策の基本的方向 ( 1 ) 学校教育の充実

##### 〔現況と課題〕

子どもが豊かな人間性を育み、健やかに成長できる教育環境が求められています。

子どもが変化する社会の中で主体的に生きていくためには、知識・技能はもとより、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力等まで含めた確かな学力を身に付けさせることが重要です。

また、子どもが自然とのふれあいや人々との交流を通じて成長できるよう、地域と学校との連携・協力による多様な体験活動を推進する必要があります。

子どもが個性を發揮し、のびのびとゆとりある生活を送れるよう、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実等、個に応じた教育の推進と基礎学力の向上を図ります。

##### 施策の内容

##### 【 確かな学力、豊かな心や健やかな体の育成 】

子どもが個性を發揮し、のびのびとゆとりある生活を送れるよう、個性ある教育の推進と基礎学力の向上を図ります。

##### 主な事業

事業名	事業内容	所管課
「生きる力」の育成事業	児童・生徒の「生きる力」を育成するため、総合的な学習や教科指導等の充実を図る。(ことばの教室等障害児教育の充実を図る。各学校の校内研究の充実を図る。外国人英語指導助手の活用を図る。)	学校教育課
教育コンピュータ導入事業	各中学校のコンピュータ教室には生徒1人あたり1台のコンピュータとマルチメディア機器を、各小学校のコンピュータ教室には児童2人あたり1台のコンピュータとマルチメディア機器を整備し、情報教育の推進を図る。	学校教育課
インターネット導入事業	全小中学校のコンピュータ教室のコンピュータをインターネットに接続し、教科、総合的な学習の時間等で活用することにより、児童・生徒の情報活用能力及び情報モラルの育成を図る。	学校教育課
教育相談事業	児童・生徒の悩みの解消と心の安定を図るため、精神科医や心理士及び青少年相談員等の活用連携を図る。また、中学校においては、スクールカウンセラーによる教育相談を充実させる。	学校教育課 教育研究室

## 【 信頼される学校づくり】

児童、保護者、同僚、地域等の方々に信頼される学校づくりに努めます。

## 主な事業

事業名	事業内容	所管課
「特色ある学校づくり」推進事業	学校週5日制及び新学習指導要領の実施を踏まえ、各学校の特色づくりを推進し、学校、地域、地域社会における教育や生活の中で、子どもたちの健やかな成長を図る。	学校教育課
教職員の資質向上事業	児童・生徒の「生きる力」を育成するため、指導する教職員の資質向上を図る。(町研修会及び教育研究員研究会の充実を図る。寒小中研等の各団体への支援を行う。教育研究用図書を購入する。)	学校教育課

## 【 いじめ・不登校等への取組】

家庭、学校、地域が連携を密にするとともに、地元教育機関の協力による子どもたち一人ひとりへの細やかな対応などを通して、子どもたちの悩みを受けとめる体制づくりを進めます。

## 主な事業

事業名	事業内容	所管課
教育相談事業(再掲)	不登校等生徒の心の問題解決のため、教育相談体制等の充実を図る。	学校教育課 教育研究室

## 施策の基本的方向 (2) 幼児教育の充実

### 〔現況と課題〕

社会状況の変化により、新しい幼稚園教育のあり方が求められています。このような状況の中で、社会に柔軟に対応できるようにするために、子どもの個性や自主性、そして、社会性を育てる教育方法や教育内容が重要となります。

自然（動植物の飼育栽培）とのふれあい、地域の施設や自然環境の利用、高齢者や障害のある人とのふれあい、小・中学生との交流教育、未就園児とのふれあい活動など様々な体験の機会を提供することにより、他者への思いやりや生命を尊重する心、社会性、美しいものや自然に感動する心等の豊かな人間性を育てていくことが重要です。

### 施策の内容

#### 【 幼児教育の充実】

幼児教育の充実の観点から、幼児教育振興プログラムを推進し、幼稚園・保育園と小学校との間で教育・育成目標の連続性を図り、連携を強化します。

#### 主な事業

事業名	事業内容	所管課
幼児対象子育て支援事業	町立保育園において、幼児に集団で遊ぶ機会を与え、その遊びを通して社会性の基礎を養うとともに、母親同士の交流を図り、親子が共に成長できることを目的とする。	福祉課
おはなしの会	乳幼児およびその保護者を対象に、本に親しむ習慣をつくるため、絵本や紙芝居の読み聞かせの充実を図る。	福祉課

## 施策の基本的方向 (3) 家庭や地域の教育力の向上

### 〔現況と課題〕

子どもが健やかに成長するためには、家庭が健全であることが基本的条件です。

しかし、子育てに自信が持てず、様々な不安や悩みを抱える親が増加しています。

また、子育てに無関心な親がいる一方で、子どもに対する過剰期待、過干渉、過保護により、子どもの自発性が損なわれるケースも見受けられます。

一方、学校や家庭などで子どもの短絡的・衝動的行動が問題になっています。子どもに我慢することや自分の行動に責任を持つことの大切さを身に付けさせていくことが求められています。

今後は、親に対して、子どもの可能性を伸ばし、豊かな心を育むうえでの家庭教育の重要性を再認識させるとともに、子育てに関する知識や技術を得る機会を積極的に提供するなど、家庭の教育力を充実させていくことが課題と言えます。

### 施策の内容

#### 【 家庭教育の充実】

楽しい子育てを実現する学習機会を充実し、家庭の子育て力・教育力の向上を支援します。

#### 主な事業

事業名	事業内容	所管課
公民館講座開催事業 (再掲)	教養の向上並びに仲間づくりを図るため、青少年育成講座、家庭教育講座、芸術・文化、視聴覚教育講座等を実施する。	公民館

#### 【 地域の教育力の向上】

地域ぐるみで子どもを育てる意識を醸成し、地域住民の関心を喚起して地域全体で子どもの健全育成を進める体制をつくります。

#### 主な事業

事業名	事業内容	所管課
青少年育成事業	キャンプなど事業の実施や青少年育成団体の活動支援などにより、青少年の健全育成を推進する。	生涯学習課
子ども週末支援事業	学校週5日制を機に、公民館等で行っている子ども向け事業を、「ゆうゆう学園」として体系化、積極的に子どもの体験活動を推進する。	生涯学習課

## 4 . 基本目標 子育てを支援する生活環境の整備

### 施策の基本的方向 ( 1 ) バリアフリーのまちづくり

#### 〔現況と課題〕

これからのまちづくりには、障害のある方や高齢者だけでなく、子どもたちとその家族が利用することも考慮して、すべての人たちが利用しやすい施設や安全な道路などを整備していく必要があります。

今後は、子どもたちとその家族が安心して快適に生活できるよう、公共交通機関などにおけるバリアフリーの推進や暮らしやすい生活環境の整備に取り組んでいきます。

#### 施策の内容

##### 【 子育てバリアフリー環境の整備 】

子ども、子ども連れの親などすべての人が安心して外出できるよう、道路や公共施設、公共交通機関、建築物などのバリアフリー化を図るとともに、子育て世帯が安心して利用できる公共施設などの設備改善を促進します。

##### 主な事業

事業名	事業内容	所管課
公共的建築物のバリアフリー化	段差のない安全で快適な出入口や歩行空間の確保等に配慮をした公共的建築物の整備の充実を図る。	福祉課
道路環境の充実	既設道路においては、通行者の安全を図るため歩道の切り下げや段差の適切な解消など安全で快適な歩道の整備を進める。	道路課
路線バス等の利用環境の充実	子ども、子ども連れの親など誰もが安心して乗り降りできるようノンステップバスの導入促進などを関係機関に要請する。	企画課



## 施策の基本的方向 (2) 安全・安心まちづくり

### 〔現況と課題〕

子どもが犯罪等の被害に遭わないまちづくりを進めるため、道路、公園等の公共施設や住居の構造、設備、配置等について、犯罪等の防止という観点に立って取り組むことが求められています。

防犯灯の設置や犯罪から子どもを守る活動を地域と協働することにより、地域の子どもは地域で守る意識を醸成し、子どもが犯罪被害に遭わない、学校の安全とともに安心なまちづくりを推進します。

また、子どもが交通事故に遭わないよう、スクールゾーンを含めた分かりやすい通学路の標示、歩道・防護柵の設置等の整備を進めるとともに、幼少時からの交通安全教育を推進し、自ら身を守る意識を育てます。

一方において、警察、保育所、幼稚園、学校や関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進することが課題です。

### 施策の内容

#### 【 安全な道路交通環境の整備】

まち全体として良好な生活環境の整備に取り組むとともに、憩える場としてのまちづくりを進めます。また、突然の災害にも対応できる、安全で安心な都市環境・住環境の整備を進めます。

#### 主な事業

事業名	事業内容	所管課
住環境整備推進事業	良好な居住環境の形成に向け、住民参加のもと各種誘導施策の活用によりその形成に努めるとともに、良質な住宅の確保に向け、収入に応じた住宅が確保できるよう民間活力の導入も含めた公的賃貸住宅の供給を促進する。	都市計画課

#### 【 安心して外出できる環境の整備】

地域の人々の協力によるパトロールなど、地域全体で犯罪の発生を未然に防ぎ、子どもたちの安全を確保する活動を支援します。

#### 主な事業

事業名	事業内容	所管課
安全・安心パトロール活動の推進	関係団体が実施する学校付近や通学路におけるパトロール活動を支援する。	生涯学習課

【 子どもの交通安全を確保するための活動の推進】

子どもたちを交通事故から守るため、総合的な交通安全対策を進めていきます。

**主な事業**

事業名	事業内容	所管課
交通安全活動事業	交通事故による乳幼児の被害を軽減するために、チャイルドシート購入に対する補助を行う。	防災交通課

【 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進】

子どもたちが犯罪の被害にあわないように、犯罪防止の観点に立ったまちづくりと子どもたち自身の防犯意識高揚を推進します。

**主な事業**

事業名	事業内容	所管課
安全・安心パトロール活動の推進(再掲)	関係団体が実施する学校付近や通学路におけるパトロール活動を支援する。	生涯学習課
子どもを守るための活動の推進	子どもの防犯意識の高揚に努める他、関係団体が実施する「ハートの家」事業等の支援、児童に対する防犯ブザー貸与事業を推進する。	生涯学習課 学校教育課

【 被害に遭った子どもの保護の推進】

被害を受けた子どもたちや家庭に対しての支援を進めます。

**主な事業**

事業名	事業内容	所管課
子どもを守るための活動の推進(再掲)	子どもの防犯意識の高揚に努める他、関係団体が実施する「ハートの家」事業等の支援、児童に対する防犯ブザー貸与事業を推進する。	生涯学習課 学校教育課

## 施策の基本的方向 (3) 子どもの遊び場の確保

### 〔現況と課題〕

子どもの遊び場、居場所は、子ども同士や地域の大人たちとの交流により社会性や集団のルールや、人と人との関係を身に付けていくことのできる場とも言えます。さらに、そこでの地域の人との交流を通して、地域で子どもを見守る輪を拡大する効果も期待されます。また、子どもの居場所づくりを通して地域の大人同士が交流することも重要な視点です。

さらに、子どもや母親同士の交流・仲間づくりが行えるような機会や場を提供することが求められます。

### 施策の内容

#### 【子どもの居場所の充実】

子どもの「居場所づくり」を含めた子どもの遊び場についての検討を進め、子どもたちが学習や遊びなどの活動をしやすい環境を整えることを推進します。

#### 主な事業

事業名	事業内容	所管課
ふれあい塾運営事業	子どもの放課後における居場所事業として、平成14年度に開設、町内5小学校を毎年1校開設し、5校全てに塾を開設する。	生涯学習課
子育て支援センター事業(再掲)	子育て相談、子育て啓発活動、子育てサークルの育成、支援などの事業を行う。	福祉課

#### 【公園、広場の整備】

子どもたちが健やかに成長できるよう、のびのびと遊べる公園、広場の整備を進めます。

#### 主な事業

事業名	事業内容	所管課
公園整備等事業	水や緑を生かした公園や緑地、緑道を整備して、町民が集い、コミュニケーションや憩いの場とする。また、災害時の避難場所として住民のニーズに対応していく。	都市計画課
公園・運動広場等の整備	子どもが安心して遊べるような公園の整備を進める。	都市計画課 福祉課 生涯学習課

## 5 . 基本目標 要支援家庭への取り組み

### 施策の基本的方向 ( 1 ) 児童虐待の防止

#### 〔現況と課題〕

大きな社会問題となっている児童虐待の背景としては、親としての自覚や子育ての知識・経験の不足などから来るストレスや不安など、様々な要因がはたらいていると言われています。

児童虐待を防止するためには、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアまでの総合的な支援体制を確立するとともに、福祉のみならず、医療、保健、教育、警察等の関係機関との連携をより強化していくことが重要です。

特に児童虐待防止ネットワークは、予防から自立支援に至るまですべての段階で有効であり、関係行政機関を中心とした幅広い参加のもとに組織体制の充実を図り、児童虐待の防止と発見、子どもの保護に努めるとともに、問題を抱える「家庭」に対し、総合的に支援していく体制づくりが重要です。

#### 施策の内容

##### 【 児童虐待の早期発見体制の確立】

児童虐待防止法の周知を図り、関係機関と連携し、児童虐待の早期発見を図ります。

##### 主な事業

事業名	事業内容	所管課
児童虐待防止のネットワーク事業	児童虐待の早期発見、早期対応を目指し、関係機関との連携による児童虐待防止のネットワークを推進し、充実を図る。	福祉課
児童虐待防止マニュアルの配布	児童虐待防止マニュアルやポスター等を配布する。	福祉課

##### 【 児童虐待の防止】

児童虐待の防止に努めるとともに、児童虐待の早期発見・早期対応、アフターケアを図ります。

##### 主な事業

事業名	事業内容	所管課
子ども家庭支援事業(再掲)	ケースマネジメント手法による子どもと家庭の支援に関する総合相談、在宅サービスの提供などの事業を実施する。	福祉課 健康課
児童虐待防止マニュアルの配布(再掲)	児童虐待防止マニュアルやポスター等を配布する。	福祉課
被害児童カウンセリング	暴力等の被害を受けた子どもの精神的ダメージの軽減、立ち直りを支援するため、カウンセリングを実施する。	福祉課 学校教育課

## 施策の基本的方向 (2) ひとり親家庭への支援

### 〔現況と課題〕

近年、離婚や交通事故などにより、母子家庭、父子家庭などのひとり親家庭が増加する傾向を示しています。特に、母子家庭の場合は、働くうえで各種の制約を受けるため、経済的にも恵まれないケースが少なくありません。一方、父子家庭の場合、経済的には恵まれているものの、家事や子育ての問題が生じています。ひとり親家庭の親と子どもが安心して生活していけるよう、生活支援等を充実していくことが課題です。

### 施策の内容

#### 【ひとり親家庭への自立支援の推進】

子どもの健やかな成長を妨げることがないように、母子家庭、父子家庭へ福祉サービスなどの支援を行うとともに、就業が困難な母子家庭の自立を支援します。また、個々の家庭状況に合った子育てサービスの情報提供、相談に努め、きめ細かな支援を行います。

#### 主な事業

事業名	事業内容	所管課
ひとり親家庭ホームヘルパー派遣事業	18歳未満の児童のいるひとり親家庭に対し、ホームヘルパーを派遣し、その福祉の向上を図る。	福祉課
児童扶養手当	18歳に到達した年度末までの児童(児童に障害のある場合は20歳未満)を養育しているひとり親家庭の母(父に重度の障害がある場合を含む。)又は養育者に手当を支給する。(国)	福祉課
ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭等に対して、医療費の一部を助成し、保護者の負担軽減をすることにより生活の安定を図る。	福祉課
ひとり親家庭への各種制度のPR	ひとり親家庭の生活の安定と、その児童の福祉を図るため、経済的支援策等各種制度のPRを普及する。	福祉課

## 施策の基本的方向 (3) 障害児施策の充実

### 〔現況と課題〕

障害のある子どもの親の中には、子どもの介護のために重い負担を背負っている人が少なくありません。さらに、子どもの療育や、交流などの面でも、様々な問題に直面しています。障害の早期発見に努め、各種相談体制の充実を図るとともに、障害児の訓練育成を充実させ、社会的自立を支援していくことが課題です。

### 施策の内容

#### 【 障害児保育の充実】

乳幼児の障害の早期発見に努めるとともに、障害児保育を充実し、地域で一緒に育つノーマライゼーションの実践を目指します。

#### 主な事業

事業名	事業内容	所管課
障害者(児)医療費助成事業	重度・中度の障害児の医療費の保険給付にかかる一部負担金(自己負担金)を助成し、保健及び福祉の向上に寄与する。	福祉課
障害児福祉手当	障害児に手当支給し、対象者の福祉の向上に寄与する。	福祉課
心身障害児通所訓練	心身の発達に障害のある幼児に対し、基本的な生活習慣の指導をはじめ、専門の療法士等による言語訓練等を行うことにより心身の発達に努め、福祉の向上を図る。	福祉課
小児特定疾患医療 ----- 特定疾患	18歳未満で指定された特定疾患のある児童が入院、通院したときの医療費を助成し、保険及び福祉の向上に寄与する。	福祉課

#### 【 学習援助と機会の提供】

障害のある子どもたちが十分な学習の機会を得られるように経済的支援、受け入れ体制を充実します。

#### 主な事業

事業名	事業内容	所管課
障害児教育推進事業	障害児学級には教職員を補助するための補助員、通常学級に在籍する障害児には活動に応じて介助員を付け、障害児に対する教育の充実を図る。	学校教育課
特別児童扶養手当	20歳未満で、日常生活に著しい制限を受ける状態にある児童を監護又は養育している父母又は養育者に対し手当を支給する。(国)	福祉課
障害児学級	障害児学級の児童・生徒に対し、より充実した教育の実施を図る。	学校教育課